

重要事項説明書

訪問看護・訪問リハビリテーションサービスの提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	合同会社シューネット
所在地	〒010-0001 秋田県秋田市中通2丁目2-32 山ニビル 6F
代表者名	代表社員 挽野宗多
電話番号	018-808-9522

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーションおんぷ
所在地	秋田県秋田市飯島新町3丁目12-6
責任者	吉田翔平
電話番号	018-827-4448
指定番号	0560190688
開設年月日	2023年 7月 1日

事業所の概要

事業所の名称	訪問看護おんぷ男鹿
所在地	〒010-0341 秋田県男鹿市船越那場掛235-2
責任者	挽野宗多
電話番号	018-827-4448
指定番号	0560690034
開設年月日	2025年 9月 1日

3. 事業の目的

合同会社シューネットが開設する訪問看護ステーションが行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保する為、人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師、その他の従業者が病気やけが等により家庭において継続して療養をうける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護を必要と認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

4. 事業所の運営方針

- (1) 訪問看護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域内の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。
- (2) 在宅療養者の生活に質を維持・向上するために必要な看護サービスを計画的に提供しそのサービスの提供にあたっては、利用者及び家族の意思を尊重します。
- (3) 医療依存度の高い在宅療養者の訪問看護ニーズに積極的に対応し、医師の指示に基づき質の高い看護サービスを提供します。
- (4) 質の高い看護サービスが提供できるよう、職員教育を推進し、サービスの品質管理に努めます。
- (5) 事業計画及び財務内容については、閲覧を求めることができます。

5. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 実施地域：男鹿市、潟上市、秋田市、八郎潟町、大潟村
- (2) 営業及び営業時間：【営業日】 365日 【営業時間】 24時間
※大雪・台風等により訪問の中止・変更をお願いすることがありますのでご了承ください。

6. 職員の体制

- (1) 管理者 1 名【常勤兼務(看護師)】
- (2) 看護師 2.5 名以上【常勤換算、うち 1 名以上は常勤】
- (3) 理学療法士 0 名以上【常勤換算】
- (4) 作業療法士 0 名以上【常勤換算】

7. 訪問看護サービスの提供方法

- (1) 利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、訪問看護師、理学療法士等が訪問看護を実施します。
- (2) 利用者または家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言します。
- (3) 利用者に主治医がない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言します。
- (4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅支援事業者との連携を図ります。

8. 訪問看護サービスの内容

利用者個々に訪問看護計画を作成し、以下の看護サービスを提供します。

- (1) 血圧・体温・呼吸・脈拍等の健康チェックと指導
- (2) 病状・障害・全身状態の観察と指導
- (3) 清拭や洗髪等による全身の清潔の保持、食事や排泄等の日常生活援助
- (4) 褥創の予防と処置
- (5) カテーテルの管理や交換
- (6) リハビリテーション(機能訓練、日常生活動作訓練、介助方法指導、住宅改修、福祉用具アドバイス等)
- (7) ターミナルケア
- (8) 療養生活や介護方法、福祉サービス利用についての相談や指導
- (9) その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

9. 緊急時などにおける対応方法

- (1) 緊急時の対応方法について主治医・利用者と確認して、訪問看護を開始します。
- (2) 訪問看護実施中に利用者の病状に、急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- (3) 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医や管理者に報告します。

10. サービス利用料金

- (1) 介護保険の場合 ※介護保険の割合負担額に応じた金額をお支払いいただきます。

〔訪問看護〕

■ 基本利用料

1 単位につき 10 円

訪問時間	20 分未満	30 分未満	60 分未満	90 分未満
料金	314 単位	471 単位	823 単位	1,128 単位

〔介護予防訪問看護〕

訪問時間	20 分未満	30 分未満	60 分未満	90 分未満
料金	303 単位	451 単位	794 単位	1,090 単位

■ その他の加算料金

1単位につき 10円

特別管理加算	(I)	500 単位/月
	(II)	250 単位/月
長時間訪問看護加算		300 単位/回
複数名訪問加算 (I)	30 分未満	254 単位/回
	30 分以上	402 単位/回
ターミナルケア加算		2,500 単位/死亡月
緊急時訪問看護加算 (II)		574 単位/月
夜間加算 (18:00~22:00)		25%を加算/回
早朝加算 (6:00~8:00)		25%を加算/回
深夜加算 (22:00~6:00)		50%を加算/回
退院時共同指導加算		600 単位/回
初回加算	(I) 退院日に訪問した場合	350 単位/月
	(II) 退院日の翌日以降に訪問した場合	300 単位/月

(2) 健康保険の場合 ※健康保険の割合負担額・公費の利用に応じてお支払いいただきます。

[訪問看護]

■ 基本利用料

訪問看護基本療養費 (I)	看護師による訪問	週 3 日目まで	5,550 円/日
		週 4 日目を以降	6,550 円/日
	理学療法士、作業療法士による訪問		5,550 円/日
訪問看護基本療養費 (III) (外泊中の訪問看護)			8,500 円/日
訪問看護管理療養費	月の初日		7,670 円/日
	月の 2 日目を以降		3,000 円/日

■ その他の加算料金

24 時間対応体制加算		6,520 円/月
特別管理加算	重症度の高いもの	5,000 円/月
	上記以外	2,500 円/月
特別管理指導加算		2,000 円/回
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000 円/死亡月
緊急訪問看護加算	月 14 日目まで	2,650 円/日
	月 15 日目を以降	2,000 円/日
夜間・早朝訪問看護加算 (18:00~22:00)・(6:00~8:00)		2,100 円/回
深夜訪問看護加算 (22:00~6:00)		4,200 円/回
退院時共同指導加算		8,000 円/回
退院支援指導加算		
複数名訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者	8,400 円/日
	上記以外の場合	4,500 円/週
	看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同行	同一建物2人以下 4,500 円/回

		同一建物3人以上 4,000 円／回
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回訪問した場合	4,500 円／日
	1 日 3 回以上訪問した場合	8,000 円／日
訪問看護医療DX 情報活用加算		50 円／月
訪問看護ベースアップ評価料(I)		780 円／月

〔精神科訪問看護〕

■ 基本利用料

精神科訪問看護基本療養費(I)	週 3 日目まで	30 分未満	4,250 円／日
		30 分以上	5,550 円／日
	週 4 日目以降	30 分未満	5,100 円／日
		30 分以上	6,550 円／日
精神科訪問看護基本療養費(IV) (外泊中の精神科訪問看護)			8,500 円／日
訪問看護管理療養費	月の初日		7,670 円／日
	月の 2 日目以降		3,000 円／日

■ その他の加算料金

24 時間対応体制加算		6,520 円／月
精神科緊急訪問看護加算	月 14 日目まで	2,650 円／日
	月 15 日目以降	2,000 円／日
長時間精神科訪問看護加算(90 分を超えた場合)		5,200 円／回
夜間・早朝訪問看護加算		2,100 円／回
深夜訪問看護加算		4,200 円／回
複数名訪問看護加算		4,500 円／週
訪問看護医療DX 情報活用加算		50 円／月
訪問看護ベースアップ評価料(I)		780 円／月

<その他の利用料金(自己負担)>(消費税込)

- ・訪問看護に必要な材料費(保険適応外の衛生材料)実費
- ・訪問ごとの交通費、キャンセル料はいただておりません。

11. サービスの利用に関する留意事項

- (1) 事業者に対して訪問看護師の交替を申し出る事はできません。また、利用者から特定の訪問看護師の指名はできません。
- (2) 利用者は、当事業所が提供するサービスで定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- (3) 訪問看護サービスの実施に関する指導はすべて事業者が行います。ただし、訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮をします。

- (4) 訪問看護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- (5) サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

12. 訪問の際の禁止行為

訪問看護師は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって次に挙げる行為は行いません。

- (1) 利用者もしくはその家族等からの金品等の授受。
- (2) 利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供。
- (3) 利用者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動。
- (4) その他利用者もしくはその家族等に行なう迷惑行為。

13. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- (3) 虐待防止の為の指針の整備をします。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- (5) 虐待防止の為の研修会を定期的を実施します。

14. 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

15. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

16. 苦情申立・虐待相談窓口について

当事業所に対する御相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◎ 苦情受付窓口

訪問看護ステーションおんぷ 挽野 宗多

虐待相談窓口

訪問看護ステーションおんぷ 挽野 宗多

◎ 電話

訪問看護ステーションおんぷ 018-827-4448

◎ 受付時間

月曜日から金曜日 8時30分～17時30分

上記以外の連絡先

合同会社シューネット 018-808-9522(代表)

◎ 第三者機関窓口

秋田県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地：010-0951 秋田県秋田市山王4丁目2-3 秋田県市町村会館 4F
	電話番号：018-862-6864
	FAX番号：018-883-1551
	対応時間：月曜日～金曜日の9:00～17:00
男鹿市役所 介護サービス課	所在地：秋田県男鹿市船川港船川泉台6番地1
	電話番号：0185-24-3322
	FAX番号：0185-23-2424
秋田市福祉保健部 介護保険課	所在地：秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎2階
	電話番号：018-888-5674
	FAX番号：018-888-5673

17. 非常災害時の対応

防災管理についての責任者を定め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)を年に2回以上、実施します。

18. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、直ちに利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施し、関係市町村へも連絡します。